

表

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給与	営業等	農業者	不利益	配当	給付	雑	課税一時
	給与所得		以外の合算							
	その他の所得計		所得区分							
			総所得金額①							

所得 控除	雑損		障・寡・勤							
	医療費		配偶者							
	社会保険料		配偶者特別							
	小規模企業共済		扶養							
	生命保険料		基礎							
地震保険料		所得控除合計②								
(摘要)										

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給与	営業等	農業者	不利益	配当	給付	雑	課税一時
	給与所得		以外の合算							
	その他の所得計		所得区分							
			総所得金額①							

所得 控除	雑損		障・寡・勤							
	医療費		配偶者							
	社会保険料		配偶者特別							
	小規模企業共済		扶養							
	生命保険料		基礎							
地震保険料		所得控除合計②								
(摘要)										

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給与	営業等	農業者	不利益	配当	給付	雑	課税一時
	給与所得		以外の合算							
	その他の所得計		所得区分							
			総所得金額①							

所得 控除	雑損		障・寡・勤							
	医療費		配偶者							
	社会保険料		配偶者特別							
	小規模企業共済		扶養							
	生命保険料		基礎							
地震保険料		所得控除合計②								
(摘要)										

市 町 村 道 府 県 額	税額控除前所得割額④			
	税額控除額⑤			
	所得割額⑥			
	均等割額⑦			
	税額控除前所得割額④			
	税額控除額⑤			
	所得割額⑥			
	均等割額⑦			
	特別徴収税額⑧			
	控除不足額⑨			
	既充当額⑩			
	既納付額⑪			
差引納付額(⑩-⑪-⑫、⑬)				
変更前税額⑫				
増減額(⑧-⑫)				
変更月				

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市（町・村）長に対して異議申立てをすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市（町・村）を被告として（市（町・村）長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 年 月 日 市町村長 氏 名 ㊟

納付額	6月分		9月分		12月分		3月分	
	7月分		10月分		1月分		4月分	
	8月分		11月分		2月分		5月分	

問合せ先

市 町 村 道 府 県 額	税額控除前所得割額④			
	税額控除額⑤			
	所得割額⑥			
	均等割額⑦			
	税額控除前所得割額④			
	税額控除額⑤			
	所得割額⑥			
	均等割額⑦			
	特別徴収税額⑧			
	控除不足額⑨			
	既充当額⑩			
	既納付額⑪			
差引納付額(⑩-⑪-⑫、⑬)				
変更前税額⑫				
増減額(⑧-⑫)				
変更月				

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市（町・村）長に対して異議申立てをすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市（町・村）を被告として（市（町・村）長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 年 月 日 市町村長 氏 名 ㊟

納付額	6月分		9月分		12月分		3月分	
	7月分		10月分		1月分		4月分	
	8月分		11月分		2月分		5月分	

問合せ先

市 町 村 道 府 県 額	税額控除前所得割額④			
	税額控除額⑤			
	所得割額⑥			
	均等割額⑦			
	税額控除前所得割額④			
	税額控除額⑤			
	所得割額⑥			
	均等割額⑦			
	特別徴収税額⑧			
	控除不足額⑨			
	既充当額⑩			
	既納付額⑪			
差引納付額(⑩-⑪-⑫、⑬)				
変更前税額⑫				
増減額(⑧-⑫)				
変更月				

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市（町・村）長に対して異議申立てをすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市（町・村）を被告として（市（町・村）長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 年 月 日 市町村長 氏 名 ㊟

納付額	6月分		9月分		12月分		3月分	
	7月分		10月分		1月分		4月分	
	8月分		11月分		2月分		5月分	

問合せ先

特別徴収義務者名

③税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥－均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

④税率

・均等割
市町村民税 円 道府県民税 円
・所得割(総合課税分)
市町村民税 % 道府県民税 %

⑤所得控除

雑損控除 (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除 医療費の実質負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)

⑥税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥－均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

④税率

・均等割
市町村民税 円 道府県民税 円
・所得割(総合課税分)
市町村民税 % 道府県民税 %

⑤所得控除

雑損控除 (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除 医療費の実質負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)

⑥税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥－均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

④税率

・均等割
市町村民税 円 道府県民税 円
・所得割(総合課税分)
市町村民税 % 道府県民税 %

⑤所得控除

雑損控除 (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除 医療費の実質負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)

備考 1 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
2 受給者番号は、給与支払報告書(個人別明細書)に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
3 市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
4 差引納付額欄は、特別徴収税額⑧から既納付額⑩を差し引いた額から控除不足額⑨又は既充当額⑩のいずれか大きい方の額を差し引くこと。
5 変更前税額⑫欄は、税額を変更する前の既に通じた額を記載すること。

Table with 3 columns: 社会保険料控除等, 支払金額, 控除額. Rows include 生計, 生命, 命, 保, 険, 料, 控, 除, 地, 産, 保, 険, 料, 控, 除.

Table with 3 columns: 配偶者控除, 一般老人, 所得金額, 控除額. Rows include 配偶者特別控除, 障害者控除, 寡婦控除, 寡夫控除, 勤労学生控除.

③税額控除(調整控除)

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5%(道府県民税2%, 市町村民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額

Table with 4 columns: 控除の種類, 金額, 控除の種類, 金額. Rows include 基礎控除, 障害者控除, 寡婦控除, 寡夫控除, 勤労学生控除.

④税額控除(配当控除)

Table with 3 columns: 課税所得金額, 1,000万円以下の部分, 1,000万円超の部分. Rows include 利益の配当等, 外貨建等以外の証券投資信託, 外貨建等証券投資信託.

③税額控除(住宅借入金等特別税額控除)
前年分の所得税において平成11年から18年まで又は平成21年から31年までの大層に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額
①前年分の所得に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
②前年分の所得の額(住宅借入金等特別控除等適用前年の金額)
※平成11年から18年までの間に入居した者で、市町村長に住宅借入金等特別税額控除申告書を出した場合、上記の控除額に代えて地方税法附則第5条の4の規定に基づいて算出した金額
市町村民税 3/5 道府県民税 2/5

⑤税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合は当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額
1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2 住所地の道府県民合同協会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じた右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)
課税総所得金額から人的控除調整額を控除した金額 割合
0円以上195万円以下 84.89%
195万円超330万円以下 79.79%
330万円超495万円以下 69.58%
495万円超900万円以下 66.51%
900万円超1,800万円以下 56.30%
1,800万円超4,000万円以下 49.16%
4,000万円超 44.05%

Table with 3 columns: 社会保険料控除等, 支払金額, 控除額. Rows include 生計, 生命, 命, 保, 険, 料, 控, 除, 地, 産, 保, 険, 料, 控, 除.

Table with 3 columns: 配偶者控除, 一般老人, 所得金額, 控除額. Rows include 配偶者特別控除, 障害者控除, 寡婦控除, 寡夫控除, 勤労学生控除.

③税額控除(調整控除)

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5%(道府県民税2%, 市町村民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額

Table with 4 columns: 控除の種類, 金額, 控除の種類, 金額. Rows include 基礎控除, 障害者控除, 寡婦控除, 寡夫控除, 勤労学生控除.

④税額控除(配当控除)

Table with 3 columns: 課税所得金額, 1,000万円以下の部分, 1,000万円超の部分. Rows include 利益の配当等, 外貨建等以外の証券投資信託, 外貨建等証券投資信託.

③税額控除(住宅借入金等特別税額控除)
前年分の所得税において平成11年から18年まで又は平成21年から31年までの大層に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額
①前年分の所得に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
②前年分の所得の額(住宅借入金等特別控除等適用前年の金額)
※平成11年から18年までの間に入居した者で、市町村長に住宅借入金等特別税額控除申告書を出した場合、上記の控除額に代えて地方税法附則第5条の4の規定に基づいて算出した金額
市町村民税 3/5 道府県民税 2/5

⑤税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合は当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額
1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2 住所地の道府県民合同協会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じた右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)
課税総所得金額から人的控除調整額を控除した金額 割合
0円以上195万円以下 84.89%
195万円超330万円以下 79.79%
330万円超495万円以下 69.58%
495万円超900万円以下 66.51%
900万円超1,800万円以下 56.30%
1,800万円超4,000万円以下 49.16%
4,000万円超 44.05%

Table with 3 columns: 社会保険料控除等, 支払金額, 控除額. Rows include 生計, 生命, 命, 保, 険, 料, 控, 除, 地, 産, 保, 険, 料, 控, 除.

Table with 3 columns: 配偶者控除, 一般老人, 所得金額, 控除額. Rows include 配偶者特別控除, 障害者控除, 寡婦控除, 寡夫控除, 勤労学生控除.

③税額控除(調整控除)

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5%(道府県民税2%, 市町村民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額

Table with 4 columns: 控除の種類, 金額, 控除の種類, 金額. Rows include 基礎控除, 障害者控除, 寡婦控除, 寡夫控除, 勤労学生控除.

④税額控除(配当控除)

Table with 3 columns: 課税所得金額, 1,000万円以下の部分, 1,000万円超の部分. Rows include 利益の配当等, 外貨建等以外の証券投資信託, 外貨建等証券投資信託.

③税額控除(住宅借入金等特別税額控除)
前年分の所得税において平成11年から18年まで又は平成21年から31年までの大層に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額
①前年分の所得に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
②前年分の所得の額(住宅借入金等特別控除等適用前年の金額)
※平成11年から18年までの間に入居した者で、市町村長に住宅借入金等特別税額控除申告書を出した場合、上記の控除額に代えて地方税法附則第5条の4の規定に基づいて算出した金額
市町村民税 3/5 道府県民税 2/5

⑤税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合は当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額
1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2 住所地の道府県民合同協会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じた右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)
課税総所得金額から人的控除調整額を控除した金額 割合
0円以上195万円以下 84.89%
195万円超330万円以下 79.79%
330万円超495万円以下 69.58%
495万円超900万円以下 66.51%
900万円超1,800万円以下 56.30%
1,800万円超4,000万円以下 49.16%
4,000万円超 44.05%